

第 11 次

阿見町交通安全計画

—交通事故のない社会を目指して—

(令和3年度～令和7年度)

阿 見 町

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、阿見町では、昭和46年度以降10次にわたる阿見町交通安全計画を策定し、関係機関・団体などが一体となって各分野において交通安全対策を強力に実施してきた。

また、飲酒運転根絶を目指し、飲酒運転三ない運動（飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない）を推進し、飲酒運転による悲惨な交通事故を防ぐため、令和元年6月に「飲酒運転根絶のまち宣言」を制定しました。

その結果、交通事故発生件数・負傷者数・交通事故死者数について着実に減少してきた。また、死者数については、平成28年から令和2年までは年間平均1.6人で、第9次期間（平成23年から平成27年まで）からの年間平均1.6人と横這いで推移している状況となった。

本町は、常磐自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）など、広域的な交通輸送条件に恵まれ、町内の工業団地には国内外の優良企業が数多く立地され、また、あみプレミアム・アウトレットや土地区画整理事業等により、職住が調和した町へと発展してきている。その反面、町外からの観光・交流人口の拡大、交通量・交通流の変化が予想されることに伴い、交通事故の増加が懸念され、交通事故の抑制が喫緊に求められている。

交通事故の防止は、町民の誰もが安心して生活できる交通社会を構築するため、町民が一体となって取り組まなければならない緊急かつ重要な課題である。人命尊重の理念のもとに、引き続き交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

もとより、交通安全は、町民一人ひとりの交通社会の一員としての自覚と責任が不可欠であり、更に広範囲に各種団体・企業などの参加を得るとともに、町民自身の参加を得ながら町民一体となつての運動を推進するなど、交通事故の防止に向けて町民が一体となった施策の展開が必要である。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5カ年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、町及び関係機関は、関係団体との連携を強化し、交通の状況や地域の実態に即して、各種施策を強力に推進するものとする。

目 次

第1節 道路交通事故のない社会を目指して	P 1
第2節 道路交通安全についての目標	P 1
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	P 1
1 道路交通事故の現状	P 1
2 道路交通事故の見通し	P 2
II 交通安全計画における目標	P 2
第3節 道路交通安全についての対策	P 2
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	P 2
<重視すべき視点>	P 2
(1) 高齢者及び子供の安全確保	P 2
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	P 3
(3) 生活道路における安全確保	P 4
(4) 先端技術の活用推進	P 4
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	P 4
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	P 5
II 講じようとする施策	P 5
1 交通指導の推進	P 5
(1) 暴走族等対策の推進	P 5
2 交通安全教育等の推進	P 5
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	P 5
(2) 効果的な交通安全教育の推進	P 8
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	P 8
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	P 12
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	P 12
3 高齢者交通事故防止対策	P 12
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	P 12
(2) 効果的な交通安全教育の推進	P 12
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	P 12
(4) 運転者教育等の充実	P 12
(5) 運転免許を自主返納した高齢者への支援の推進	P 12
4 通学路における交通安全の確保	P 13
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	P 13
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	P 13
(3) 効果的な交通規制の推進	P 14

5 交通安全施設等の整備等	P 14
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	P 14
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	P 14
(3) 高齢者等の移動手手段の確保・充実	P 14
(4) 効果的な交通規制の推進	P 14
(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	P 14
(6) 自転車の安全性の確保	P 15
(7) 救助・救急体制の整備	P 15
(8) 損害賠償の請求についての援助等	P 16
(9) 交通事故被害者支援の充実強化	P 16
(10) 街頭防犯カメラの整備	P 16
<参考>	P 17
飲酒運転根絶のまち宣言	P 18

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

本町は、首都圏中央連絡自動車道とアクセス道路、主要国道125号線バイパス等の高規格幹線道路網の整備など、町内主要道路の交通体系が大きく変化するとともに、高齢社会の到来というかつて経験したことの無い新たな時代を迎えたところである。

このような大きな環境変化の中、安全な道路交通社会を実現していくには、全ての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが重要である。

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指すべきであり、そのためには町民一人ひとりが自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持ち、交通事故及び死者数の一層の減少に取り組まなければならない。

交通安全に関しては、これまでも様々な対策をとってきたところであるが、依然として交通事故件数が高い水準で推移していることから、今後は、地域の交通情勢や特徴を十分に考慮した上で、最も効果的な施策を、地域が主体となって行うべきである。

特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりのなかで実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な地方公共団体である市町村の役割が極めて大きい。その上で、行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、また、住民が交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

第2節 道路交通安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

本町における交通事故による年間死者数は、近年では平成12年の16人が最高で、平成13年以後は、平成20年が6人となっているが、その後着実に減少し、平成28年からの5年間では年間平均1.6人となった。

第10次阿見町交通安全計画の「年間の交通事故死者数を令和2年までに1人以下にする」という目標は、平成28年1人、令和元年0人と第10次計画中の2カ年において達成したものの、平成29年、30年、令和2年の3カ年でそれを上回った。

また交通事故発生件数は、平成15年の446件から年々減少し、「年間の交通事故発生件数を230件以下にする」という目標は、平成28年から最終年である令和2年まで連続して達成することができた。

平成23年から令和2年までの第9次及び第10次阿見町交通安全計画期間中の10年間における交通死亡事故発生状況は次のとおりである。

年	第9次阿見町交通安全計画期間					第10次阿見町交通安全計画期間				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	236	281	232	237	228	214	209	185	138	109
死者数	2	3	1	1	1	1	2	3	0	2
負傷者数	238	284	233	238	229	268	260	238	186	133

2 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く環境は、経済社会情勢の動向や新型コロナウイルス感染症の影響等により今後複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況については、正確には見極めがたいところであるが、高齢社会の更なる進展に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合が一層高くなることが予想される。

II 交通安全計画における目標

交通事故のない社会を実現し、町民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であるが、当面、年間の交通事故死者数を令和7年までに1人以下、交通事故発生件数100件以下とすることを目指すものとする。

第3節 道路交通安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数が減少傾向で推移していることから見れば、これまでの交通安全計画に基づき実施してきた施策には、一定の効果があつたものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基礎に、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集と分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる施策を推進する。

交通安全対策の推進に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果測定を行い、必要に応じて改善していくことが重要である。

このような観点から、①交通指導取締りの推進、②交通安全教育等の推進、③高齢者の交通事故防止対策、④通学路における交通安全の確保、⑤交通安全施設等の整備等といった5つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、本町及び交通安全活動に携わる関係機関、民間ボランティア団体等が相互に情報の共有化を図り、連携を緊密にしなが、総合的かつ計画的に交通安全の施策を実施する必要がある、特に、次の視点により強力に推進する。

<重視すべき視点>

- (1) 高齢者及び子供の安全確保

ア 高齢者の安全確保

本町は高齢者の交通事故死者数が多く、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合も高い。また歩行中及び自転車利用中の交通事故死者の大半を高齢者が占めていることから、以下の対策を推進する必要がある。

(ア) 高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合

- a 歩道整備や生活道路対策
- b 高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動などの対策
- c 多様なモビリティの安全利用を図るための対策
- d バリアフリー化された道路交通環境の形成

(イ) 高齢者が運転する場合

- a 身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及
- b 運転支援機能を始めとする技術、その限界及び技術の進展についての情報提供

イ 子供の安全確保

安心して子供を生み育てることができる環境の整備、幼い子供と一緒に移動しやすい環境の整備が期待されているなか次代を担う子供の安全を確保する観点から、以下の対策を推進する必要がある。

(ア) 子供が移動する経路における、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備

(イ) 保育所等を始め地域で子供を見守っていくための取組の充実

(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

横断歩道において自動車が一時的に停止しない等、歩行者優先の徹底は未だなされていない。歩行者の安全確保が必要不可欠であることから、特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高める必要がある。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路及び市街地の幹線道路において横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等を進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。

また、横断歩行者の交通事故減少のため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、遵法意識の向上を図る。

歩行者には、横断歩道を渡ること等の交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してからの横断を始めること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

次に、自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保を積極的に進める必要がある。

特に、自転車の通行空間の確保を進めるに当たっては、自転車交通の在り方や多様な

モード間の分担の在り方を含め、まちづくり等の観点にも配慮する必要がある。

また、自転車利用者については、ルールやマナーに違反する行動が多く見受けられることから、交通安全教育等の充実を図るなど、道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図る。

加えて、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての普及啓発等の対策を推進する。

(3) 生活道路における安全確保

生活道路においては、高齢者、障害者、子供を含む全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかなければならない。

生活道路における安全対策については、「ゾーン30※」の設定に加え、ハンプ※等の物理的デバイスによる自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備を進めるほか、適切な交通指導取締りの実施、安全な走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進していく必要がある。

また、生活道路における各種対策を実施していく上では、対策着手段階からの住民との関わりが重要であり、地域住民等を交えた取組を進めるなど、その進め方も留意していく必要がある。

このような取組を続けることにより、「生活道路は人が優先」という意識が町民に深く浸透することを目指す。

※ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策

※ハンプ：自動車の速度を落とさせるため、道路上に設ける高さ10cmほどの凸部

(4) 先端技術の活用推進

運転者の不注意による交通事故や、高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムなど、技術発展を踏まえたシステムの導入を推進していく。

また、今後の科学技術の進展の中で、その導入過程における安全確保も図りつつ、新たな技術を有効に活用しながら取組を推進していく。

(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

交通事故発生状況と傾向を踏まえた事故分析の更なる高度化及び分析成果を活用した効果的な交通事故防止対策を実施していくことにより、交通事故の減少を図っていく。

また、第11次計画期間中にも経済社会情勢の動向に伴い、町内の交通状況や町民の交

通行動の変化が予想される中で、その時々々の情勢を的確に踏まえた取組を行う。

(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

ア 地域に根ざした交通安全の課題解決の取組

(ア) 専門家の知見を活かし地域の取組や住民の交通安全対策への関心を高める

(イ) インターネット等を通じ交通事故情報の提供に努める

イ 若者を含む地域住民の関心の向上、交通安全活動への積極的な参加

II 講じようとする施策

1 交通指導の推進

交通の秩序を確立し、安全で円滑な交通環境を実現するため、悪質・危険な違反に重点を置いた交通事故抑止に資する。

(1) 暴走族等対策の推進

ア 暴走族追放機運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

(ア) 「茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例」の効果的運用

(イ) 地域の関係団体と連携した青少年の健全育成施策の推進

イ 暴走行為措置のための環境整備

(ア) 道路における自動車等の運転に関し、排気騒音や走行形態により一般通行車両や周辺住民に多大な迷惑行為を及ぼし、若しくは不安を与えることとなる行為を行なう者が、1か所に群がり集まらせない施設管理体制の構築に向けた働きかけの推進

(イ) 阿見町交通対策協議会等の関係団体との連携強化による暴走行為ができない道路交通環境づくりの推進

ウ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正改造の防止及び保安基準に適合しない部品等の不正な改造への使用防止、「不正改造車を排除する運動」等を通じた広報活動の推進及び企業等に対する指導の積極的実施

2 交通安全教育等の推進

交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、関係機関・牛久地区交通安全協会阿見支部・阿見町交通安全母の会等の関係団体と連携・協力し、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報・啓発活動を推進する。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得と、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得

(ア) 幼児に対する教育

- a 視聴覚教材等を活用した指導の推進
 - b 教職員の指導力向上及び教材・教具の整備
 - (イ) 保護者対象の交通安全講習会の実施
 - (ウ) 関係機関等との連携
 - a 関係機関・団体等との連携・協力によるあらゆる場面を捉えた交通安全教育の実施と教材・情報の提供等
 - b 交通安全ボランティアによる指導
 - イ 小学生に対する交通安全教育の推進

心身の発達段階や地域の実情に応じた、基本的な交通ルールを遵守し交通マナーを実践する態度の習得と、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得し、道路交通における危険を予測・回避する能力の育成

 - (ア) 児童への教育
 - a 学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
 - b 教育教材及び教師用指導資料の作成・配付
 - c 参加・体験型の交通安全教室の推進
 - d 自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進
 - (イ) 教職員の研修
 - a 関係機関・団体による研修の協力・支援
 - b 心肺蘇生法講習会の実施
 - (ウ) 保護者対象の交通安全講習会の実施
 - (エ) 関係機関等との連携
 - a 交通安全教育への協力・支援
 - b ボランティアによる見守り活動等の推進
- ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

自転車で安全に道路を通行するための技能と知識の習得及び他の人々の安全に配慮した行動を実践できる生徒の育成

- (ア) 生徒への教育
 - a 学校教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
 - b 視聴覚教材等の積極的な活用の推進
 - c 参加・体験型の交通安全教室の実施
 - d 自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進
- (イ) 教職員の研修
 - a 関係機関・団体による研修の協力・支援
 - b 心肺蘇生法講習会等の実施
- (ウ) 関係機関等との連携
 - a 交通安全教育の指導者の派遣及び情報提供等の支援
 - b 保護者対象の交通安全講習会の推進

- c 警察と連携した交通安全教育の推進
- エ 高校生に対する交通安全教育の推進
 - 二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任のある行動を実践できる社会人の育成
 - (ア) 生徒への教育
 - a 学校の教育活動全体を通じた交通安全教育の実施
 - b 視聴覚教材等の積極的な活用の推進
 - c 生徒主体の話し合い活動を取り入れた交通安全教育の推進
 - d 自転車による加害事故防止等に重点を置いた交通安全教育の推進
 - e 免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育の推進
 - (イ) 教職員の研修
 - a 関係機関・団体による研修の協力・支援
 - b 心肺蘇生法講習会の実施
 - (ウ) 関係機関等との連携
 - a 二輪車・自動車の安全運転に関する意識と実践力の向上及び実技指導を含む実践的な交通安全教育の充実
 - b 交通安全教育の指導者の派遣及び情報提供等の支援
 - c 警察と連携した交通安全教育の推進
- オ 成人に対する交通安全教育の推進
 - (ア) 運転免許取得後の運転者教育の推進
 - a 運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とした各種交通安全教育の推進
 - b 安全運転管理者、運行管理者等の法定講習、指導者向けの研修会等への参加促進と各事業所における自主的な安全運転管理の活発化
 - c 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動及び関係機関・団体、交通ボランティア等による活動の促進
 - d 関係機関・団体との連携による、大学生等に対する二輪車・自動車の利用等の実態に応じた交通教育の充実
 - (イ) 運転免許を持たない成人が交通安全について学ぶ機会の創設
- カ 高齢者に対する交通安全教育の推進
 - (ア) 目標
 - 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルや交通ルール等の知識を習得させること。
 - (イ) 推進項目
 - a 高齢者に対する交通安全指導担当者の養成及び指導体制の充実

- b 各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - c 医療機関・福祉施設関係者等との連携による交通安全教室の開催
 - d 交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心とした家庭訪問による個別指導や見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等による地域全体での高齢者の移動の安全の確保
 - e 高齢運転者に対する高齢者講習及び更新時講習における指導体制の充実
 - f 高齢者クラブ，老人ホーム等における交通安全部会の設置及び高齢者交通安全指導員の養成等の促進
 - g 地域の高齢者に影響がある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会の実施
 - h 町民全体が高齢者を見守り，高齢者に配慮する意識の向上を図るとともに地域一体となった見守り活動を通じた高齢者の安全確保の推進
 - i 自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進
- キ 障害者に対する交通安全教育の推進
 障害の程度に応じ，きめ細かい交通安全教育を推進する。
- (ア) 手話通訳員の配置
 - (イ) 字幕入りビデオの活用
 - (ウ) 障害者福祉関係施設・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
 参加・体験・実践型の交通安全教育方法を積極的に活用する。
- ア 効果的な教育資料，教育手法の開発，導入
 - (ア) 交通安全教育指導者の確保・養成
 - (イ) 映像記録型ドライブレコーダーやVR等の機器を活用した教育資料の配布
 - イ 動画を活用した学習機会の提供，SNS等の活用による交通安全教育等の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り，交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため，交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して，交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

 - (ア) 運動の重点
 - a 高齢者の交通事故防止
 - b 子供の交通事故防止
 - c 夜間（特に薄暮時）における交通事故防止
 - d 自転車の安全利用の推進
 - e 飲酒運転の根絶等

- f シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用することができない子供へのチャイルドシート使用についての広報啓発)
- g 反射材用品等の普及促進
- h 横断歩行者の保護
- (イ) 運動実施上の留意点
 - a 町が主体となった諸活動の推進
 - b 運動の趣旨, 実施期間, 運動重点, 実施計画等についての住民への周知
 - c 町民参加型の交通安全運動の充実・発展と実施要領の見直し
 - d 事故実態, 住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施
 - e 民間団体及び交通ボランティアの参加促進と参加・体験・実践型や衝突直視型の交通安全教室の開催等による, 交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動の促進
 - f 阿見町交通指導隊が薄暮時間帯から夜間にかけて, 交差点の夜間立哨を実施
 - g 青色防犯パトロール車による, 交通安全の広報活動
 - h 運動後の効果検証・評価による, 一層効果的な運動実施への配慮
- イ 横断歩行者の安全確保
 - (ア) 運転者に対する推進事項
 - 横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育や交通指導の推進
 - (イ) 歩行者に対する推進事項
 - a 横断歩道を渡ること, 信号機のあるところでは, その信号に従うといった交通ルール周知の徹底
 - b 歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等の推進
- ウ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は, 車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

 - (ア) 自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化
 - (イ) 交通ルールに関する理解を深めるための交通安全教育等の充実
 - (ウ) 交通社会の参加者としての自覚・責任意識の啓発
 - (エ) 自転車の点検整備, 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
 - (オ) 自転車運転者講習制度の適切な運用
 - (カ) 自転車の灯火点灯の徹底及び自転車側面等への反射材取付けの促進
 - (キ) 自転車に同乗する幼児の安全を確保するための保護者対象の参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
 - (ク) 安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進及びシートベルト着用に向けた広報啓発活動の推進
 - (ケ) 保護者等に対する, 幼児・児童の自転車用ヘルメットによる頭部保護の重要

- 性及び被害軽減効果についての理解促進及び着用 of 徹底
- (コ) 全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推進
 - (サ) 自転車を用いた配達業務等を行う事業者に対する交通安全対策の働きかけ、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解と後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。
- (ア) 本町におけるシートベルト非着用時の致死率（特に後部座席）の実態の周知
 - (イ) 衝突実験映像等を用いた効果的な交通安全教育の推進
 - (ウ) 関係機関・団体等との連携によるあらゆる機会・媒体を通じた普及啓発活動の展開
- オ チャイルドシートの正しい使用の徹底
- チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。
- (ア) チャイルドシート不適正使用時の致死率が適正使用時と比較し高くなることの周知
 - (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導の推進
 - (ウ) 6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることが出来ない子供にはチャイルドシートを使用させることについての広報啓発
 - (エ) 民間団体等が実施する各種支援制度の活用を通じたチャイルドシートを利用しやすい環境づくりの促進
- カ 反射材用品等の普及促進
- 薄暮時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図る。
- (ア) 各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発の推進
 - (イ) 反射材用品等の視認効果、使用方法等についての理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
 - (ウ) 関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会開催等の推進
 - (エ) 衣服や靴等身の回り品への反射材組み込みの推奨
 - (オ) 適切な反射性能等を有する製品についての情報提供
- キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- 令和元年6月18日、町は「飲酒運転根絶のまち宣言」を制定した。
- 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。
- (ア) 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発

- (イ) 地域・職域等における飲酒運転根絶の取組による「飲酒運転をしない、させない」という町民の規範意識の確立の推進
- (ウ) 年代と対象に応じたきめ細やかな広報啓発の推進
- (エ) 各機関・団体等が取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策等に関する積極的な情報共有
- ク 効果的な広報の実施
 - 交通の安全に関する広報については、広報紙，携帯端末やインターネットによるSNSサービス等（メール・ツイッター・フェイスブック・ユーチューブ等）の積極的な利用として，実効の挙がる広報を次の方針により実施
 - (ア) 家庭，学校，職場，地域等と一体となった広範なキャンペーン及び官民一体となった各種広報媒体を通じた集中的なキャンペーン等による
 - a 子供と高齢者の交通事故防止
 - b 後部座席を含めた全てのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - c 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 - d 違法駐車 の 排除等
 - e 運転中のスマートフォン操作等の危険性の周知
 - f 急発進，急ブレーキ，急ハンドルをしないエコドライブの推進
 - (イ) 家庭向け広報媒体の積極的な活用，町内会等を通じた家庭に浸透するきめ細かな広報
 - a 子供，高齢者等の交通事故防止
 - b 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (ウ) 民間団体の広報活動の支援
 - a 交通安全に関する資料，情報等の積極的な提供
 - b 報道機関の理解と協力による町民的気運の醸成
- ケ その他の普及啓発活動の推進
 - (ア) 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるための活動
 - a 高齢者の歩行中，自転車乗用中の事故実態の積極的広報の実施
 - b 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進と高齢者マークを取り付けた自動車に対する保護意識の高揚
 - (イ) 薄暮時間帯から夜間にかけての交通事故防止のための活動
 - a 夜間の死亡事故の原因として多い最高速度違反，飲酒運転，歩行者の横断違反等による事故実態・危険性の周知
 - b 季節や気象の変化，地域の実態に応じた自動車及び自転車の前照灯の早期点灯と対向車や先行車がない状況におけるハイビーム使用促進
 - c 歩行者・自転車利用者の反射材等の着用推進
 - (ウ) 二輪車運転者の被害軽減を図るための活動
 - 関係機関・団体等と連携したヘルメットの正しい着用，プロテクターの着用等の胸部等保護の重要性についての広報啓発活動の推進

- (エ) 乗用型トラクターの交通事故防止を図るための活動
 - 作業機を装着けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置，キャビン・フレームの装備，シートベルト着用等に関する周知
- (オ) 安全情報の取りまとめと適時適切な情報発信
 - a 安全装置の有効性・ドライブレコーダーの普及啓発等に係る情報の取りまとめ
 - b 交通安全意識の高揚に向けた，情報の受け手に応じた適時適切な情報発信
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - ア 交通安全を目的とする民間団体
 - (ア) 交通安全指導者養成等の事業及び諸行事に対する援助
 - (イ) 活動に必要な資料の提供等，その主体的な活動の促進
 - イ 地域団体，自動車整備・販売団体，自動車利用者団体等
 - 立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行なわれるための各季交通安全運動等の機会を利用した働きかけ
 - ウ 交通ボランティア等
 - (ア) 資質の向上のための援助等，その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備促進
 - (イ) 民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図り，次世代へつないでいくよう幅広い年代の参画等
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
 - 地域住民自ら交通安全に関する意識改革を促すことが重要である。
 - ア 交通安全思想の普及徹底
 - (ア) 行政，民間団体等と住民が連携を密にする。
 - (イ) 地域の実情に即した活動を推進し，住民の参加，協働を積極的に進める。
 - イ 交通安全総点検や住民意見のフィードバックの徹底

3 高齢者交通事故防止対策

高齢者の交通事故を防止するため，交通安全教育の受講機会の拡充に努めるとともに，自動車の運転に不安を感じた高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを促進する。

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 運転者教育等の充実
- (5) 運転免許を自主返納した高齢者への支援の推進
 - ア デマンドタクシー乗車券の補助（高齢者運転免許自主返納支援事業）
 - イ 移動販売車の拡充（高齢者買い物支援事業）

4 通学路における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路の安全点検を行うとともに、道路危険箇所の改善を図る。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進

(ア) 交通規制及び交通指導に配慮した施策の推進

(イ) 最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン30」整備の推進

(ウ) 地域等と連携した最高速度30キロメートル毎時の路線規制の推進

(エ) 通行禁止等の交通規制の推進

(オ) ハンプ等車両速度を抑制する道路構造等による歩行者や自転車の通行を優先するゾーンの形成

(カ) ゾーン内への通過車両を抑制する対策の推進

(キ) 外周幹線道路を中心とした交通円滑化対策の推進

(ク) 路側帯の設置・拡幅等の安全対策の推進

イ 通学路等における交通安全の確保

(ア) 通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施及び対策の改善・充実への継続的な取組

(イ) 関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面からの対策を推進

(ウ) 地域の交通安全ボランティアの活用

(エ) 青色防犯パトロール車による、交通安全の広報活動

(オ) 通学路等の歩道整備の積極的な推進

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、平坦性が確保された幅の広い歩道、歩道の段差等の改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備を推進

(イ) 横断歩道付近における違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを推進するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道上の自動二輪車等の違法駐車についても警察と連携を図り、取締りを推進

(2) 交通安全施設等の整備事業の推進

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

(ア) 「ゾーン30」等の面的かつ総合的な交通事故対策の推進

(イ) 歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保

(ウ) 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、踏切の安全対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保

- イ 道路交通環境整備への住民参加の促進
地域住民や道路利用者が参加する交通安全総点検の推進

(3) 効果的な交通規制の推進

- ア 地域の交通実態等を踏まえた交通規制や交通管制の内容について点検・見直しの推進
- イ 交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策の実施
 - (ア) 最高速度規制の見直しの推進
 - (イ) 生活道路における速度抑制対策の推進
 - (ウ) 地域住民等の意見要望等に即応したきめ細かな駐車規制の推進
 - (エ) 歩行者・自転車の視点や横断実態等を踏まえた信号表示の調整等の推進

5 交通安全施設等の整備等

自動車や自転車，歩行者の安全な交通を確保するため，交通安全施設の整備を行うほか，道路の計画的な舗装修繕や路肩及び法面等の道路除草を行う。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(2) 交通安全施設等の整備事業の推進

(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実

マイカーなしでも安心して日常生活を送ることができるよう，町や交通事業者と連携しながら，高齢者等の手段の確保・充実を図る。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の策定を促進し，公共交通サービスを改善するとともに，地域の輸送資源を総動員して移動手段の確保を図る。

(4) 効果的な交通規制の推進

(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

- (ア) 工作物の設置，工事等のための道路使用及び占用の許可における，道路構造の保全，安全かつ円滑な道路交通を確保するための適正な運用及び許可条件の順守，占有物件等の維持管理の適正化についての指導の実施
- (イ) 道路交通に支障を与える不法占有物件等についての実態把握，指導及びその排除の実施（特に市街地について重点的にその是正を実施）
- (ウ) 道路上から不法占有物件等を一扫するための，沿道住民，店舗等に対する啓発活動の実施（「道路ふれあい月間」等の道路の愛護思想の普及）

「ゆずりあい 道路で示す 日本の美」

※令和3年度「道路ふれあい月間」代表標語

- (エ) 道路の掘り返しを伴う占用工事の無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するための、施工時期や施工方法の調整及び、掘り返しを防止する抜本的対策としての共同溝等の整備の推進
- (オ) ロードレース大会等の各種スポーツ大会等で道路を使用する際の、適正な運用及び許可条件の遵守、安全な利用についての指導の実施
- イ 子供の遊び場等の確保
 - (ア) 路上遊戯等による交通事故の防止
 - (イ) 公立学校の校庭及び体育施設等の開放
- ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
 - 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。
 - また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導の推進を図る。
- エ 地域に応じた安全の確保
 - 冬季の安全な道路交通を確保するため、凍結路面对策として早めの通行止めによる迅速な除雪及び凍結防止剤の散布を実施する。
 - さらに、安全で円滑な道路交通の確保を資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者へ道路情報を提供する。
- (6) 自転車の安全性の確保
 - ア 令和元年の茨城県交通安全条例改正点について、町民の更なる理解と実践を図る。
 - (ア) 自転車の安全利用の推進
 - 自転車利用者に対し、定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。
 - (イ) 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進
 - 自転車が加害者となる事故に関して高額賠償事案が発生していることから、被害者の救済を図るため、学校、保護者、事業者等の協力を得て、損害賠償責任保険等の加入率向上を図る。
 - イ 自転車の被視認性の向上
 - (ア) 灯火の取付けの徹底
 - (イ) 反射機材等の普及促進
- (7) 救助・救急体制の整備
 - ア 救助・救急体制の整備・拡充
 - 交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するための救助体制の整備・拡充及び救助活動の円滑な実施

- イ 救急救命士の養成・配置等の促進
 - (ア) 県内消防本部における救急救命士の計画的な配置のための救急救命士の養成
 - (イ) 救急救命士の救急救命処置（気管挿管，薬剤投与等）の円滑な実施を図るための講習及び実習の推進
 - (ウ) 救急救命士による救命処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実

- (8) 損害賠償の請求についての援助等
交通事故相談活動を推進する。
 - ア 県が運営する交通事故相談所等を活用し，地域における交通事故相談活動を推進
 - イ 交通事故相談所等において各種の広報を実施する他，町のホームページや広報紙の積極的な活用等による交通事故相談活動の周知徹底，交通事故当事者に対するの相談機会の提供

- (9) 交通事故被害者支援の推進
 - ア 交通事故被害者等に対する支援措置の推進
 - (ア) 交通事故被害者等に対するの交通事故相談所等における相談業務及び情報提供などの交通事故被害者支援の推進
 - イ 公共交通事故被害者との連携の推進
 - (ア) 大規模事故発生時の被害者等支援における，警察，医療機関，県・町，民間の被害者支援団体等との連携の推進
 - ウ 県民交通災害共済への加入促進
交通安全意識の高揚と県民相互の扶助の役割を果たしている「県民交通災害共済」加入について，広報活動を行い，町民の理解を深めるとともに交通安全母の会及び行政区の連携を密にした全戸加入の促進

- (10) 街頭防犯カメラの整備
交通事故や犯罪の防止を目的として，防犯カメラの整備を進める。
 - ア 主要道路の交差点においては，主に道路を撮影する街頭防犯カメラの設置を推進
 - イ 日常の生活空間においては，行政区による街頭防犯カメラの設置を支援

〈 参 考 〉

《安全運転五則》

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 一時停止で横断歩道の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

《ライトの早め点灯運動の実践事項》

- 1 右左折・進路変更合図の早めの実施
右左折時は30メートル手前，進路変更時は3秒前
- 2 前照灯の早め点灯
- 3 ライトの上向き点灯とこまめな上下切換
- 4 ストップランプの早め点灯
ブレーキランプは，早めにかつ何回にも踏み分け，後続車に知らせる

《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は，車道が原則，歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で，車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

《高齢運転者の安全運転5則》

- 1 一時停止場所では必ず止まり左右の安全を確かめる
- 2 ハンドル ブレーキの操作を的確に行う
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 信号を守り 信号の見落としに注意する
- 5 脇見 ぼんやり運転をしない

飲酒運転根絶のまち宣言

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況であり、茨城県内では飲酒運転による交通死亡事故が全国ワースト上位と極めて不名誉な状況となっている。

飲酒運転は、決して許されない極めて危険かつ悪質な犯罪である。何の落ち度もない他人の命を脅かす飲酒運転の代償は非常に大きく、被害者、加害者はもとより、家族や勤務先等多くの人達が巻き添えになるなど幸せな家庭を一瞬で崩壊させてしまうものである。

飲酒運転根絶のためには、町民一人ひとりが、家庭や職場、地域等において、飲酒運転三ない運動「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底するとともに、飲酒運転の取り締まり、交通安全の普及・啓発等の施策を強化し推進していく必要がある。

よって、町はここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、牛久警察署をはじめ、関係機関・団体との連携を強化し、町と町民が一丸となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

令和元年6月18日

阿 見 町

第 1 1 次阿見町交通安全計画

—交通事故のない社会を目指して—

令和 3（2021）年 1 1 月

発 行：茨城県阿見町

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

電話 029-888-1111（代表）／F A X 029-887-9560

H P <http://www.town.ami.lg.jp>

編 集：阿見町町民生活部生活環境課

Eメール seikatsukankyoka-ofc@town.ami.lg.jp